平成２１年（家）第２９８３号
横浜市神奈川区白幡上町30番13号
申立人　飯塚　高將
本籍群馬県邑楽郡邑楽町大字鶉甲271番地、最後の住所横浜市港北区日吉町497番地
不在者　飯塚好三郎
明治37年11月19日生
公示催告期間満了日　平成22年10月15日
横浜家庭裁判所

除権決定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の有価証券について公示催告をしたところ、定められた下記権利を争う旨の申述の終期までに適法に権利を争う旨の申述をし、かつ、有価証券を提出する者がなかったので、前記の有価証券の無効を宣言する。

平成２１年（へ）第８号
栃木県下野市下石橋597番地３
申立人　有限会社大和エンドレス
代表者代表取締役　小針　祐二
権利を争う旨の申述の終期　平成22年３月15日
平成22年３月16日　金沢簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＯＥ65010
金額　1,323,028円
支払期日　平成22年１月29日
支払地　石川県金沢市
支払場所　株式会社北陸銀行金沢問屋町支店
振出日　平成21年９月30日
振出地　石川県金沢市
振出人　東和工業株式会社　代表取締役　南川善宏
受取人　申立人
最終所持人　申立人

平成２１年（へ）第９号
東京都渋谷区代々木５丁目29番７号
申立人　有限会社プラグイングラフィック
代表者代表取締役　関口　修男
権利を争う旨の申述の終期　平成22年３月９日
平成22年３月15日　神戸簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＤＤ60394
金額　1,860,952円
支払期日　平成20年８月31日
支払地　神戸市
支払場所　株式会社りそな銀行神戸支店
振出日　平成20年５月30日
振出地　兵庫県神戸市
振出人　株式会社フェリシモ　代表取締役　矢崎　和彦
受取人　申立人
最終所持人　申立人

平成２１年（へ）第５号
岡山県倉敷市玉島阿賀崎４丁目４番23号
申立人　株式会社サンタック
代表者代表取締役　三宅　泰典
権利を争う旨の申述の終期　平成22年３月12日
平成22年３月16日　岡山簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　Ｊ555494
金額　128,403円
支払期日　平成22年２月10日
支払地　岡山市
支払場所　株式会社トマト銀行青江支店
振出日　平成21年９月18日
振出地　岡山市
振出人　フジックス株式会社　代表取締役　藤岡　弘明
受取人　申立人
最終所持人　申立人

次の申立人からの申立てによって別紙目録表示の権利について公示催告をしたところ、下記権利の届出の終期までに、適法な権利の届出または権利を争う旨の申述がなかったので、前記の権利は失権する。

平成２１年（へ）第２号
茨城県水戸市三の丸３丁目11番22―303号
申立人　潮田　勝利
権利を争う旨の申述の終期　平成22年３月４日
平成22年３月15日　麻生簡易裁判所
（別紙）　目　録
１土地　潮来市洲崎558番６
宅地　20.86平方メートル
２登記年月日番号　水戸地方法務局麻生支局明治36年12月25日第12330号
３登記した権利の内容
登記の目的　地上権設定
原因　明治36年12月21日設定
目的　建物所有
存続期間　10ヶ年
地代　１月83銭３厘
支払期　毎月30日
地上権者　潮来市延方乙426番地
篠塚　源七

平成２１年（へ）第３号
茨城県潮来市洲崎558番地３
申立人　潮田　登代
権利を争う旨の申述の終期　平成22年３月４日
平成22年３月15日　麻生簡易裁判所
（別紙）　目　録
１土地　潮来市洲崎558番３
宅地　540.89平方メートル
２登記年月日番号　水戸地方法務局麻生支局明治36年12月25日第12330号
３登記した権利の内容
登記の目的　地上権設定
原因　明治36年12月21日設定
目的　建物所有
存続期間　明治36年12月21日より明治46年12月20日迄10ヶ年間
地代　１月83銭３厘
支払期　毎月30日
地上権者　潮来市延方426番地
篠塚　源七

破産手続における包括的禁止命令

平成２２年（フ）第２５号
石川県小松市桜木町133番地１
債務者　篠岡建設株式会社
主文　破産手続開始の申立てについての決定があるまでの間、すべての債権者は、債務者の財産に対する強制執行、仮差押え、仮処分、一般の先取特権の実行、留置権（商法の規定によるものを除く。）による競売の手続及び国税滞納処分（国税滞納処分の例による処分を含み、交付要求を除く。）をしてはならない。
平成22年３月26日　金沢地方裁判所小松支部

破産手続における保全管理命令

平成２２年（フ）第２５号
石川県小松市桜木町133番地１
債務者　篠岡建設株式会社
１　主文　破産手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、債務者の財産に関し、保全管理人による管理を命ずる。
２　保全管理人　弁護士　坂井美紀夫
平成22年３月26日　金沢地方裁判所小松支部

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２２年（フ）第８７号
愛知県岡崎市大和町字西六反43番地９
債務者　有限会社ティティエス
代表者代表取締役　栗本　孝子
１　決定年月日時　平成22年３月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　中根　祐介
４　破産債権の届出期間　平成22年５月14日まで
５　財産状況報告集会・一般調査の期日　平成22年７月12日午後２時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第１３５１号
東京都中野区上鷺宮１丁目15番14号
債務者　西武商事株式会社
代表者代表取締役　海老原孝太郎
１　決定年月日時　平成22年３月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　永淵　　慎
４　破産債権の届出期間　平成22年４月23日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月７日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１８３号
栃木県那須郡那須町大字湯本157番地
債務者　株式会社ＹＡＨＡＴＡ
代表者代表取締役　五十嵐京子
１　決定年月日時　平成22年３月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　荒井　雅彦
４　破産債権の届出期間　平成22年４月26日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月11日午前11時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係